

平成19年2月「杉並区動物との共生プランへの提言」中間のまとめに関する意見(課題別整理)

	意見等の概要	意見に対する検討委員会の考え方	
第1章・第2章	プランに掲げられた施策では、実効性がない。	具体化検討委員会の設置の目的は、平成17年12月の「懇談会報告」に示された理念や考え方を踏まえて、杉並区の課題解決のための具体的な施策を検討することとなっています。そのため、犬、猫の苦情が多い中で、動物衛生の立場からの対策が中心となっております。なお、動物を飼うために必要な知識の普及啓発に動物の遺棄や虐待が違法であることの周知を加えました。	
	外猫に癒される人も多い。そうした光景を大切にしてほしい。		
	プランは、苦情を言う側に片寄っている。猫の飼い主や野良猫の世話をする人の立場に立った計画でなければ機能しない。		
	推進プラン第3章は本当によくできている。		
	基本的考えについて家庭動物に対象が特化されている。また、共生に限り課題としている。		
	推進プラン1に掲げられる内容は動物愛護精神の普及啓発を前にすべき		
	大人たちに対する動物愛護の啓蒙を加えるべき		
	里親探しをしてほしい。		
	警察と連携し違法である動物の遺棄を取り締まるべき		
	動物虐待や遺棄問題、未登録犬についての検討が行われていない。		
	ニューヨークやイギリスのように動物を保護する目的のセンターを作してほしい。		
	最終的には飼い主のいない猫を減らすためのプランで賛成ですが、区民全体に内容が浸透してから事を進めてほしい。		
	視点1に動物の飼い主だけでなくを削除してほしい。		飼い主に限らず区民全般に動物愛護と終生飼養の徹底が必要との趣旨です。
	視点3に狂犬病等という文言を加えてほしい。		ご意見を踏まえ「狂犬病をはじめ」という文言を加えました。
収容数を殺処分数に修正してほしい。	様々な施策を区民と協働して実施することにより、不幸な動物が収容されること自体を減らしていくことが必要であると考えています。		
収容動物の削減目標達成に登録制や餌やり禁止はどうして効果があるのか根拠を示してほしい。			
共生に関する具体的な施策はボランティアの協力で進める必要がある。ボランティアは登録の義務化と餌やりの罰則に反対しているのに、そのボランティアに協力を求め、相反したものとなっている。			

第1章・第2章	<p>会長声明文、これを掲載することに異議がある。極端な例を挙げて、それをうまく否定して、パブリックコメントを誘導しているように感じた。</p>	<p>具体化検討委員会での審議内容が正確に伝わらず、混乱を招いている事柄について、中間のまとめにあたって会長の立場からのコメントとして出したものです。</p>
	<p>推進プランの重点として、先頭に猫の登録制が出てくるが、全体的に計画の立て方が理解し兼ねる。重点でない施策として「子どもと動物との環境づくり」があるが、学校教育の中で小さいときから積み上げていくことは大事。</p>	
施策1	<p>飼い主のいない猫について地域の声を生かして心温かい配慮ができるようシステム作りしてほしい。</p> <p>新宿区を手本に避妊去勢費用の助成を強化してほしい。</p> <p>飼い主のいない猫を増やさない活動支援を拡充してほしい。</p> <p>避妊・去勢に関する情報提供、地域猫活動のボランティアや団体の広報をしてほしい。</p> <p>飼い主のいない猫対策の助成枠拡大とボランティアに丸投げしない実施方法を捕獲器の貸出しをしてほしい。</p> <p>飼い猫の不妊費用の一部負担を復活させてほしい。</p> <p>餌やりボランティアを登録制とし、餌代の補助、活動の公認を行う。</p> <p>フォーラムやセミナーを実施して連携を深めてほしい。</p> <p>不妊費用の助成は、金額を減らし、頭数を増やしてほしい。</p> <p>飼い主のいない猫にマイクロチップを植えている行為を見直してほしい。</p> <p>ピアスとマイクロチップを耳カットに変えてほしい。</p> <p>対象病院や申し込み期間も自由にしてほしい。</p> <p>飼い主のいない猫への助成金と同様、迷惑している地域住民への助成もお願いしたい。</p> <p>区の不妊・去勢手術の支援事業についてもっと周知に努めるべき。対象を個人の活動にも拡げてほしい。また地域の人に周知・理解してもらうために回覧板が有効。</p>	<p>飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用を負担する「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」は年々対象頭数が増えていますが、この事業は、飼い主のいない猫の世話をする場合、できるだけ近隣とトラブルを起こさずかつ動物愛護精神に基づいた対応をしていただくために、最低限守っていただきたい項目を区が提示し、それを普及させるためのモデルケースとして実施されているものです。費用負担の伸びにも限界がありますので、ボランティアの人たちとの協働による工夫も必要と考えます。また、仮称動物適正飼養普及員を対象に地域大学の後期講座に育成講座が開設されます。今後、地域の方々に理解と協力が得られるよう飼い主のいない猫との共生ガイドラインを策定し、周知を図る必要があります。</p>
施策2	<p>餌やりをする人に地域で受け入れられる適正飼育員として養成する姿勢が必要</p> <p>適正飼養普及員の仕事に指導とあるが、苦情先と餌やりをする人とのトラブルの解決が主となる。人選や行政等の支援など細心の準備が必要である。</p> <p>ペットマナー普及員との違いが分からない。</p>	<p>適正飼養普及員については、区の動物愛護・管理施策を推進するボランティアとして、活躍が期待されます。区において、研修体制や選任にあたっての適切な審査体制を整えることが必要です。ご意見を踏まえて、適正飼養普及員の役割を助言・支援、区への情報提供といたしました。具体的なあり方については、今後、拡充された動物対策連絡会において、検討することが望まれます。</p>

施策 2	動物適正飼養普及員の名称をより親しみのあるものに。	
	知識経験がなく、不適切な飼い方をしている方にボランティアからアドバイスできる救済制度を作してほしい。適正飼養普及員は、そうしたボランティアの育成してほしい。	
	区の適正飼養普及員制度は、都の制度と重複し、不要である。	
	適正飼養普及員には、受講だけでなれるのでは、不適切な人がなった場合のトラブルがある	
	適正飼養普及員は、動物愛護推進員を十分活用してから検討したらどうか。指導権限を与えるのは危険	
	普及員の情報交換会を月1回開催する。	
	適正飼養講演会を工夫しては	
	普及員は、町会の役員など地域密着型がいい。	
	犬、猫で取り締まる人を変えたり、取締りの姿勢を変えるのはおかしい。	
	適正飼養普及員の活動に関する責任の所在が不明確	
区と動物適正飼養普及員との連携で密な協議によりより良い方向に進んでいけるように願っている。		
施策 4	飼い猫の登録制を進め、室内飼いを推進してほしい。	飼い猫の登録制は登録をしていない猫を差別したり、捕獲・処分したりしようとするものではありません。登録によって飼い主であることを明確にし、責任を持って飼っていただくことが基本となります。安易な飼育や遺棄の防止となるとともに登録時などに保健所から屋内飼養など適正な飼い方を伝えることができます。また、逸走時の所有者の確認が容易になります。飼育放棄や不妊措置をしない無責任な飼い方を防止することにより、飼い主のいない不幸な猫を減らしていこうという考えは、飼い主のいない猫を増やさない活動をしている方々と方向性は同じだと思います。任意での登録制を実施しながら飼い主のいない猫を増やさない活動をしている方々と区との相互理解を深めていかなければなりません。
	猫の餌付けによる被害に悩まされており、飼い主のいない猫の捕獲処分、餌付け禁止条例罰則付き、飼い猫の登録制を義務化し、登録料を徴収など厳しい対策が必要	
	中途半端な飼い主は、登録制にすると飼育放棄する可能性がある。遊び心を入れた「杉並にゃんずクラブ」に加入するような任意での楽しいものにしてほしい。	
	迷子札があれば、見つかる確率は格段に高くなる。そうした利点を強調して義務化を進めた方がいい。	
	無責任な遺棄や逸走時の捜索に役立つ面もあり任意ならば賛成する。	
	登録制を義務化すれば、飼う際に十分検討して外飼いはしなくなるのでは。野良になると厳しい環境で短命になることなども周知すれば外飼いをしなくなると思う。	
飼い猫の登録制は、まじめな愛猫家だけが行うだけで、子猫を捨てるような人は登録しないのでは。事情のある飼い主も多いので、登録に関する通信は封書にしてほしい。		

施策 4	飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業でマイクロチップを使用していることが記載されていない。飼い猫の登録にも使いたいのではないか。
	登録をしないことが、モラルに反するとして非難の対象となる可能性がある。義務制になればなおさらである。登録をしたくないために遺棄する可能性もある。
	飼い猫の登録制を任意制実施の翌年に義務化を検討するのは早すぎる。周知や効果の検証が必要
	登録されていない猫が差別される可能性がある。
	登録しない猫は差別される可能性があるので、登録制に反対
	餌をあげているだけの猫も登録しなくてはならなくなると飼育放棄する人が出てくる。猫を捨てる人をどう防ぐのか対策が必要
	まずは猫の実態調査をし、苦情対策として登録制がもっとも必要なものか精査すべき
	登録すべき猫の範囲があいまいである。
	登録制は、飼い主のいない猫を排除して、虐待につながってしまう。
	登録制よりも動物取り扱い業者や獣医師、愛護団体等の協力で、完全室内飼いや不妊措置の徹底を普及すべきである。
	飼い猫に対する登録証や手帳の発行は税金をあてるべきではない
	登録制はペットショップでの購入時、転入時の手続き時どうするか技術論が重要
	登録は何を持って証明するのか。様々な方法は全て問題があり難しい。
	猫の登録制を任意で始め、1年で登録義務化は早すぎる。任意の登録制であれば反対しない。
財政難で経費の少ない中で、考え方がボランティアと区で一致していない登録制のことは、いったん提言から削除して、考えの一致している飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の充実に力を入れるべき。そのうえで動物に優しい杉並区であるというところを地域や子どもたちに示すことが必要。また、猫の登録制や動物との共生についての杉並区としてのビジョンをはっきりと示すべき。	
猫の登録制について、義務化を検討する際には住民参加で議論を進めていくようにしていただきたい。	
猫の登録制について、義務化に移行する際の判断材料を示してほしい。	

施策4	たばこのポイ捨てでは駅前はきれいになったが、駅に行くまでの周辺地域は逆にポイ捨てが増えた。たばこのポイ捨てと猫の登録制はイコールではないが、猫の登録制が義務化されると、遠くに行って遺棄をしてしまうのではないかと心配だ。	
施策5	動物の遺棄及び虐待が違法であることを周知してほしい。	適正飼養の普及啓発の内容には、飼い猫の室内飼いや不妊措置が含まれています。動物取り扱い事業者に関する施策については、主に東京都の役割となっており、法令の改正による規制強化が図られておりますので、その効果を見極めてつつ連携することが望まれます。
	猫の飼育放棄や不妊措置をせずに外飼いをする飼い主を規制してほしい。	
	動物取り扱い事業者に繁殖制限と終生飼養の指導を義務付ける。マイクロチップの挿入と犬の登録義務を推進する必要がある。	
	動物を飼っていない人や嫌いな人などへの具体的な施策が見えてこない。動物愛護精神を普及させるためには、そういった人への施策が先ではないかと思う。	
施策6	猫の完全室内飼いはすでに努力規定になっているが、出入り自由の飼い猫も外でふん尿をして苦情のもとになっている。この猫の完全室内飼いについての施策が抜け落ちていると思う。	限られた人員の中ですが、配置体制の見直しや研修等で出来る限り対応していくことが望まれます。一方、区として対応すべきことを見極めながら、区民や愛護団体と協働していくことも必要です。
	職員の専門性を高め、現場対応を充実してほしい。	
施策7	犬のしつけ訓練は飼い主の負担で行うべきである。	犬や猫のしつけ方を学ぶことは、動物を理解し、適切な飼い方をすることにより、近隣への迷惑を最小限にする効果があります。今後は、より一層適正飼養の普及啓発を強調していくことが必要です。
施策8	ドッグランの試行はすばらしい。犬と人の共生の場として増やしてほしい。	現在の試行による施策効果や近隣への影響を検証し、今後の対応を検討していくことが、必要であると考えます。
	ドッグランの試行は見切り発車で検討不足である。	
施策10	地域猫の世話を教材とすれば、子どもたちの教育に役立つ。	ご意見の趣旨は、提示した施策を実施する中で、教育的効果を考慮しながら、各学校の判断により、採り入れられることが望ましいと考えます。
	専門知識を持ったボランティアによる学校での動物と人との関係を習得する機会を設けてほしい。	
	学校での飼育動物が十分に世話をされていない現状では、まず、飼育動物の飼育環境の改善が先である。	
	収容処分される動物の現状を子どもたちにも知らせてほしい。	

施策 11	災害時の備えについて分かりやすいポスターで周知したらどうか。	災害の大きさや被害状況に応じて、実際の愛護動物に対する対応は、変わって行かざるを得ません。そうした具体的状況に応じた対応について、今後関係する機関で検討し、ペット避難マニュアル等を策定していくことが求められます。
	災害時の対策については、人間に対する危機対策さえ不十分であり、実効性について疑問が残るが、趣旨には賛成	
	災害時の動物対策は、災害基本法等による条例の定めを行う必要がある。	
	災害時の対策には、災害基本法に基づく、条例が必要であり、人に危害を与える動物への対策やアニマルシェルターの設置などの対策が必要。	
	災害時のペット対策を充実してほしい。区はコンパニオンアニマルが子どもと同様、同行避難できる体制を整えてほしい。	
災害時に避難所がペットを受け入れてくれるのか心配。自宅で避難せざるを得ない飼い主への支援策も考えてほしい。		
施策 12	犬の狂犬病予防法に基づく措置を強化すべき。	ご要望の趣旨を入れて、施策が実施されることが望ましいと考えます。
	狂犬病予防の徹底を	
施策 13	共通感染症についての正しい知識の普及に力を入れてほしい。	ご要望の趣旨を入れて、施策が実施されることが望ましいと考えます。

<p>施策 14</p>	<p>既存の法令で施策の対応は可能であり、新たな条例は必要ない。 動物取り扱い事業者への許可制度や違反罰則などを定めた条例が必要である。 区民の安全について、特定動物、危険動物、外来動物などの実態を検証し、当該動物の持ち込みや飼育・保管を規制する条例が必要である。 条例策定には都レベルで行う必要がある。 条例で取り締まるのではなく、手間隙かけた住民合意で行う必要がある。 餌やりのトラブルは地域の間人間関係の問題であり、罰則で規制するのではなく、説得や話し合いで解決すべきである。 ガイドラインの提示は望ましいが、罰則付きの条例となるとそれを元に餌やり全てが違法行為とみなされ、非難される恐れがある。 屋外での餌の供与を取り締まってほしい。法的整備と取り締まりの充実をお願いしたい。 条例の条文で餌やりという文言を主語に使用すると、餌やりをする行為自体がいけないという印象を猫嫌いの人や一般の人に植え付けてしまうと思う。</p>	<p>(仮称)動物との共生条例の策定にあたっては、共生の理念についてより幅広い立場からの論議が必要です。また、単に理念の宣言に留まらず、飼い猫の登録制や周辺環境を損なうような飼養方法について一定の規制方法を定めるなど区民の権利義務の制限に及ぶ部分の必要性等についても方向性を明確にする必要があります。 当面、区民との協働により、杉並区動物との共生プランへの提言に掲げられた様々な施策を実施することにより問題解決に努め、その施策効果や区民意見の動向等を見極めつつ、条例策定について検討していくことが望ましいと考えます。</p>
<p>施策 15</p>	<p>庭を猫の糞で汚されており、感染症が心配。安易に飼養を放棄する飼い主が最も悪いが、餌をやって結果責任を負わない餌やりをする人に飼い主責任を自覚してほしい。 餌やりの人々から被害を受けている住民も多い。 無責任な飼い主に対し、スリーアウト制度で罰則を科したらどうか。 条例等住民保護を目的としたガイドラインの設定を望む。 区で餌やりのルールを造ると今まで餌やりをしていた人が出来なくなり、近隣区・市に猫が移動することもある。自分の区さえよければいいのか。 ほとんどの餌やりをする人は、自腹で避妊手術をして餌の後片付けもきちんとしているので、猫が嫌いな人に苦情を言われる危険のある餌やりのルールを設けることに反対 飼い主のいない猫を排除しようとしている。餌やりで罰を与えるだけでは解決しない。シェルターを作り、避妊を徹底し、子猫の里親探しをしたらどうか。 協働による解決を目指しながら、強制や罰則による管理を目指すのは矛盾している。まずは、ガイドラインや区民との協働による解決を目指してほしい。</p>	<p>周辺環境を損なわないため、また地域住民の理解を得るために餌やりに関しての一定のルールが必要です。飼い主のいない猫との共生ガイドラインは、適切な餌やりであることが、猫が好きな方にも苦手な方にも理解されるものとして定めることが求められます。 ガイドラインを策定し、普及啓発に努め、餌やりの適正化を進める必要があります。しかし、ルールに反した餌やりを続け、注意や指導でも是正されない場合、これを規制する方法を検討することも必要であると考えています。ただし、餌やり＝罰則と受け取られ、適正な餌やりまでもが排除されるようなことがないよう配慮する必要があります。したがって、条例等による罰則規定等は、ガイドラインの普及の成果を見極めつつ、検討すべきではないかと考えます。</p>

<p>施策 15</p>	<p>餌やりを条例で規制することは、何が不適切な餌やりかの定義が困難、適切にやっている者が非難される可能性がある。また、実際に不適切な餌やりを摘発することは不可能である。</p>	
	<p>問題の原因を餌やりに限定せず、不妊措置をせずに外飼いをしていることや一時的な餌やりなども含まれる。適正に飼い主のいない猫を保護しているボランティアを守ってほしい。</p>	
	<p>適切な餌やりをしているボランティアは、自己負担で長い時間と労力を費やしている。堂々と活動できるようにしてほしい。</p>	
	<p>愛護活動のスタートが餌やりであり、餌やりを罰するという発想では、適正活動の芽を摘んでしまう。餌やり方法への対策という表現を飼育方法への対策と改めてほしい。</p>	
	<p>動物愛護管理法では、愛護動物への餌やりを禁止していない。餌を与える行為によって起こりうる事態への対処を行政所管に求めている。</p>	
	<p>不適切な餌やりを摘発することは困難であり、むしろ適切に行っている人を非難する口実を与えてしまう。</p>	
	<p>まずは、ガイドラインを策定し、普及啓発を図ってほしい。</p>	
	<p>ガイドラインはすでにあるものを元に作成しては</p>	
	<p>餌やりを禁ずれば、猫の命を守れない。ボランティアがいなければ飼い主のいない猫の命を守れない。</p>	
	<p>適正飼養をしているボランティアに対する嫌がらせも同時にやめさせてほしい。</p>	
	<p>餌やりのルールを定め、普及啓発を図ってほしい。</p>	
	<p>問題のある餌やりを条例で規制するのではなく、地域の話合いや説得で改善できるガイドラインを策定して公表し、区民が進んで参加できるように工夫すべき</p>	
	<p>無責任な餌やりを規制する方法は、地域猫の先進地域を参考に時間を掛けて試行錯誤すべき。餌やり＝悪という認識を植えつけないでほしい。</p>	
	<p>動物愛護の精神が十分に醸成されていない現状では、ルールをつくること自体時期尚早</p>	
	<p>町内会に対して理解・協力を求める働きかけは、具体的に誰がどのように行うのか。</p>	
	<p>個人で知識も協力もなく不適切に餌やりをしている人が大勢いる。</p>	
	<p>不妊措置をした猫は、餌やりを続けてやらないと生活権が保証されない。そのことを地域に理解してほしい。</p>	
	<p>飼い主のいない猫対策のあり方を図で分かりやすく地域に周知する必要がある。</p>	

施策 15	個人の餌やりの責任が大前提になっていては、続けられない。
	無責任な餌やりをする人を改善すれば、不妊措置の協力者になる。罰則は逆効果である。
	飼い主のいない猫のルールについて十分周知することが必要
	適正に餌やりをしているボランティアを守る内容になっていない。
	餌やりに生きがいを感じている高齢者も多い。餌やり自体を罪悪視しないでほしい。
	餌やりはいけないことという誤った解釈をする大人がいれば、子どもたちに多大な影響がある。
	置きえさや糞尿の問題も飼い猫と飼い主のいない猫で公平であるべき
	不適切な餌やりに対して命令ができるという記述は非常に違和感がある。餌やりのガイドラインなど作っても、誰がどんな基準で不適切と判断するのか、現実的には難しい。
	「周辺地域の衛生環境を損なうなどの問題のある餌やり」は、餌やりと飼い主のいない猫に特化している。飼い猫にも関係があると思う。
	P. 13の「周辺地域の衛生環境を損なうなどの問題のある餌やり」で、動物愛護の精神が前提になっているのに、「動物の命を尊重する立場へ配慮しつつ」と書かれているところは矛盾を感じる。
私有地を持っていない人が適切な餌やりを行う場合、公園で餌やりをすることはできないか。	
命を大切にすることは一番大切なことである。学校の前のところに「猫に餌をあげないでください」という看板を出すことは、杉並区の教育に対する文化の低さを感じる。そのようなところに看板は出さないでほしい。	